

瀬戸市告示第 89 号

平成 20 年瀬戸市告示第 35 号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成 30 年 6 月 4 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第 1 表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第 1 表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
こども未来課	1 <u>こども未来課が主催する催事等で使用する材料実費等の収納</u>	<省略>	こども未来課	交通児童遊園及びせとっ子ファミリー交流館における催事等で使用する材料実費等の収納	<省略>
	2 <u>交通児童遊園及びせとっ子ファミリー交流館における催事等で使用する材料実費等の収納</u>				
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第 2 表 出納員の権限に属する事務の委任			第 2 表 出納員の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
こども未来課	1 <u>こども未来課が主催する催事等で使用する材料実費等の収納</u>	<省略>	こども未来課	交通児童遊園及びせとっ子ファミリー交流館における催事等で使用する材	<省略>

	2 交通児童遊園及びせ とっ子ファミリー交流 館における催事等で使 用する材料実費等の収 納		料実費等の収納		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>